

# Ⅱ 援 護 関 係

# 平成25年度 援護関係予算(案)の概要

24年度予算

25年度予算(案)

全体

38,222百万円



35,039百万円

## 援護年金

23,370百万円



20,376百万円

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費)

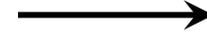
0百万円



97百万円

## 戦没者慰霊事業等の推進

2,154百万円



2,122百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等

260百万円



256百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業

982百万円



967百万円

(1) 遺骨帰還等

1,567百万円



1,540百万円

(2) 慰霊友好親善事業

283百万円



283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費

135百万円



135百万円

## 中国残留邦人等の援護等

11,190百万円



11,046百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援

10,924百万円



10,833百万円

(2) 援護関係資料の整備

265百万円



213百万円

# ① 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について

## 概要

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻や父母等に対する特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給する等の所要の改正を行う。(平成25年4月1日施行(一部の規定は平成25年10月1日施行))

### ○戦没者等の妻

(現在)

10年償還 額面200万円 → **10年償還 額面200万円**

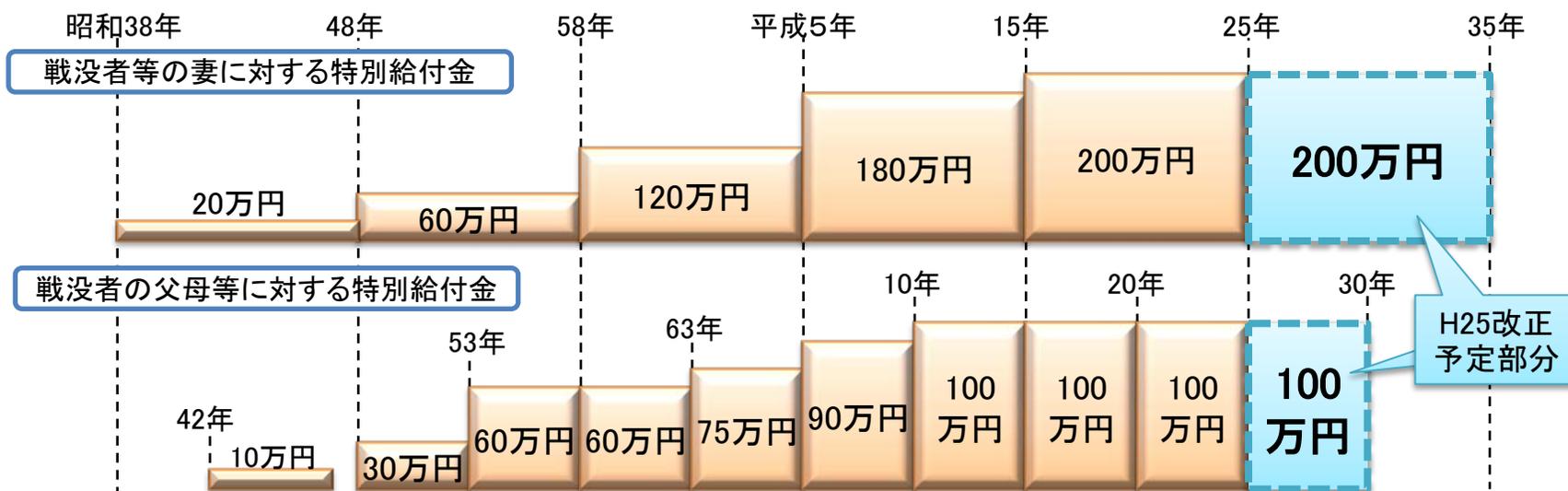
※受給者の平均年齢：約95歳 対象見込件数(概数)：106,000件

### ○戦没者の父母等

(現在)

5年償還 額面100万円 → **5年償還 額面100万円**

※受給者の平均年齢：約100歳 対象見込件数(概数)：45件



## ② 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等

### 1 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内

#### 現 状

- 権利者の時効失権を防止する観点から、厚生労働省から権利者に対して、個別に請求書等を送付し、制度の周知と請求勧奨を行うことにしている(本年6月下旬予定)。それに向けて厚生労働省では、総務省から提供を受ける恩給受給者情報等と援護システムの国債データを結びつけ、個別案内を送付する際に必要な国債の種類の特定が可能となるよう、援護システムの改修を行っている。(改修後のシステムは本年4月から運用開始予定)

#### 依頼事項

- 居住地県においては、厚生労働省から援護システムを用いて提供する「権利者確認リスト」(恩給受給者情報等を加工したもの)の内容を確認し、戦没者の氏名や請求者の氏名、住所等に誤りがあれば修正をお願いしたい。
- 上記修正作業終了後、援護システムの国債データから抽出する権利者の候補を厚生労働省から提供するので、所管県においては、自県分の当該候補者と権利者を結びつける(同一人であるかどうかを確認する)作業等をお願いしたい。  
(注1)上記2つの作業については、3月上旬に依頼する予定。  
(注2)戦没者の父母等に対する特別給付金の個別案内に係る作業は、すべて厚生労働省で行う予定。
- 特別給付金の裁定事務を促進する観点から、今回のシステム改修により、各都道府県において閲覧できる個人情報範囲を拡大するため、情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いには、より一層ご留意願いたい。

### 2 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進

#### 現 状

- 厚生労働省から支給要件に該当すると思われる者に対して個別請求案内を実施。  
(支給対象者見込数6,200人に対し、平成24年12月末現在受付件数4,891人)

#### 依頼事項

- 各都道府県においては、権利者と思われる戦傷病者等の妻で未請求の者に対し、引き続き市区町村と連携して郵送又は電話により個別の請求案内をお願いしたい。

# ③ 遺骨帰還等慰霊事業

## 平成25年度の方針

### (1) 遺骨帰還

南方地域等	旧ソ連地域等
<ul style="list-style-type: none"><li>・寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら9地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)。</li><li>・確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・抑留中死亡者等の遺骨帰還をロシア連邦等の6地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方等)。</li></ul>

#### ◎硫黄島

国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、平成23年度からの3年間を集中実施期間として、積極的な遺骨収容を実施。平成25年度も平成24年度に引き続き、重点的に取り組む。

#### ◎フィリピン

比人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、結果を公表。現在、事業を中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開予定。

### (2) 慰霊巡拝

南方地域等	旧ソ連地域等
8地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)	ロシア連邦等の4地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方等)。

#### 依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦(2月中を目途に実施時期等を通知予定)をお願いしたい。

## ④ 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

### 現 状

#### (DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
- これまで関係遺族約8,600人にお知らせ送付。うち約1,750人から申請。鑑定の結果856柱の遺骨の身元が特定。(平成24年12月末現在)

#### (遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から伝達。

### 連絡事項

#### (DNA鑑定)

- 平成24年度に帰還した遺骨の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を平成25年度内に送付予定。

### 依頼事項

#### (遺骨等の伝達)

- 都道府県庁で記者発表する際は、遺族への伝達7日前までに厚労省に連絡願いたい。

# ⑤ 中国残留邦人等に対する支援策の実施

## 1 中国残留邦人に対する支援策の実施について

### 現 状

平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を実施。

### 依頼事項

- 中国残留邦人等への地域での生活支援等について、きめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。特に高齢化により、介護サービスを利用する機会が増加しているところ、安心して介護サービスを利用できるように支援いただきたい。厚生労働省としても中国帰国者定着促進センターで、各自治体が行う地域支援事業を支援する取組として、介護情報提供事業を実施することとしている。
- 平成25年度は生活保護基準の額の見直しが行われ、それに伴い支援給付費の額が変更される予定であるので、  
管内の実施機関での対応等お願いしたい。
- また、来年2月に宮城県仙台市で中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催を予定している。周知等に御協力をお願いしたい。

## 2 支援給付事務の監査について

### 現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施しており、平成25年度も実施予定。
- 平成25年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせする予定。

### 依頼事項

- 支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続き、ご協力をお願いしたい。
- 平成25年度は、4年に1度の実地監査の2巡目の初年度であり、引き続き管内の実施機関に対し実地に支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

## ⑥ 旧ソ連抑留中死亡者資料の資料調査等

### 現 状

- 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より死亡者資料を入手し、日本側資料との照合調査を実施。  
→ 特定できた者は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族に資料の記載内容をお知らせ。
- 抑留中死亡者約5万3千人のうち、情報不足等により特定に至っていない者について更なる調査・資料提供をロシア政府に要請中。
- 平成21年以降、ロシア国立軍事古文書館から約70万枚の抑留者登録カードを入手し、現在、照合調査を実施中。(新たに3,406名を特定(平成25年1月末現在)累計特定者数約3万6千人)

#### ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」の閣議決定

- ・ 平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(※)に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。
- ・ 厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていく。

(※) 参議院総務委員長提案の議員立法。平成22年6月16日成立し、同日公布・施行。

### 依 頼 事 項

- 照合調査により死亡者の資料が特定できた場合は、これまでと同様に、その記載内容を遺族にお知らせしたいので、引き続き、関係遺族の現住所調査に協力願いたい。

# ⑦ 昭和館・しょうけい館の入館促進

## 昭和館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えていくために、厚生労働省が開設した国立の施設（H11年3月）。
- ・常設展示室での実物資料の展示等、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。
- ・特別企画展を毎年開催。



昭和館HP <http://www.showakan.go.jp/>

## しょうけい館

- ・戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料・情報の収集、保存、展示により、後世代にその労苦を伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（H18年3月）。
- ・常設展示室での展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。

しょうけい館HP

<http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html>



## 依頼事項

○ 厚生労働省としては、昭和館・しょうけい館の来館者促進の広報に努めている。本年1月には、昭和館の常設展示室のリニューアルを行い、昔ながらの手押し井戸ポンプを使った水くみ体験コーナーを新設する等、入館者の理解がさらに深まるようにした。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等にご配慮いただきたい。

（昭和館の巡回特別企画展（平成25年10月・平成26年1月予定）熊本県・栃木県 開催予定）

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1. 生活保護制度の見直しの全体像 (1ページ)	保護課	総務係	清水 修	2824
2. 生活保護制度の見直しについて (10ページ)	保護課	総務係	清水 修	2824
3. 生活困窮者対策について (17ページ)	地域福祉課	総務係	牧 秀一郎	2853
4. 生活保護基準の見直しについて (23ページ)	保護課	総務係	清水 修	2824
5. その他主要施策について				
(1). 地域福祉の推進 (31ページ)	地域福祉課	総務係	牧 秀一郎	2853
	総務課	総務係	余語 卓人	2814
(2). 福祉・介護人材確保対策 (36ページ)	福祉基盤課	総務係	高橋 邦彦	2863
(3). 社会福祉施設の防災対策 (41ページ)	福祉基盤課	総務係	高橋 邦彦	2863
(4). 消費生活協同組合の指導・監督 (43ページ)	地域福祉課	総務係	牧 秀一郎	2853

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
Ⅱ 援護関係(45ページ～)				
・平成25年度援護関係予算(案)の概要	書記室	援護経理係	手塚 直樹	3404
・昭和館・しょうけい館の入館促進	援護企画課	庶務係	須鴨 智康	3407
・中国残留邦人等に対する支援策の実施	援護企画課中国残留邦人等支援室	庶務係	堀内 敏男	3462
・遺骨帰還等慰霊事業 ・戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	援護企画課外事室	庶務係	樋口 忠史	3477
・戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について ・戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等	援護課	庶務係	佐藤 晶	3425
・旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等	業務課調査資料室	調査係	田中 武	3471